

穂の国とよはし芸術劇場情報誌「プラットニュース」編集・デザイン業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人豊橋文化振興財団が穂の国とよはし芸術劇場で開催する舞台芸術公演を中心とした芸術文化の魅力を伝える情報誌「プラットニュース」の編集・デザイン業務の委託業者を選定するプロポーザルの手続きについて必要な事項を定めたものとする。

2 対象業務

対象業務は、穂の国とよはし芸術劇場情報誌「プラットニュース」の編集・デザイン業務とする。

(1) 目的

穂の国とよはし芸術劇場情報誌「プラットニュース」を制作し、公演やイベントの情報などを発信する。

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 予定契約期間

契約日から平成29年 3月31日

(4) 契約上限額

1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む予算上の上限)以内とする。

3 参加資格等

(1) 参加資格

業務内容に応じた必要な知識及び技能を有する法人とする。単独で業務が担えない場合、グループで参加することも可能ですが、その場合は代表団体を定めること。

(2) 参加制限

次のいずれかに該当する場合、参加することはできません。また、グループ応募についても、応募者の制限はそれぞれの構成団体にも適用されます。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ②この募集要領公表日から委託候補者選定日までの期間において「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止期間中でないこと。
- ③この募集要領公表日から委託候補者選定日までの期間において「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④この募集要領公表日から委託候補者選定日までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4 担当

〒440-0887

愛知県豊橋市西小田原町123番地

穂の国とよはし芸術劇場

事業制作部 吉川、水野

電話：0532-39-8810

ファックス：0532-55-8192

電子メールアドレス：t-yoshikawa@bunzai.or.jp

5 参加意向申込書の提出及び提出期限

- (1) 提出書類等 プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出先 「4 担当」と同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- (5) 提出期限 平成28年 1月19日（火）午後5時必着

6 提案書の提出を要請する者の確認

参加資格の有無を確認後、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）」により、提案書等の提出について通知する。

※平成28年 1月26日（火）までに発送予定

※参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

7 提案書の作成様式等について

別紙1のとおり

8 提案書等の提出方法

- (1) 提出書類 「7 提案書の作成様式等について」に記載したもの
- (2) 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）
- (3) 提出先 「4 担当」と同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- (5) 提出期限 平成28年 2月17日（水）午後5時必着
提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、当財団が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、公益財団法人豊橋文化振興財団情報公開規程に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。

- (4) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 提案書および仕様書等に対する質問および回答

- (1) 質問しようとする者は、質問書（様式3）に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールで送信すること。
- (2) 質問の受付場所
「4 担当」と同じ
- (3) 質問の受付期間
平成28年 1月11日（月）から平成28年 1月29日（金）まで
- (4) 回答
随時
※2月3日（水）に回答一覧を郵送するので質問の有無に関わらず確認のこと。

11 評価の手續および契約候補者の特定等について

- (1) 評価の手續および契約候補者の特定について
理事長は、提出された提案書について別に定める評価基準（別紙4）に基づき、「プラットニュース」編集・デザイン業務に係るプロポーザル評価委員会設置要綱により設置された評価委員会において、提出書類およびプレゼンテーション等の内容について評価を受けた上で、提案書の評価結果（別紙5）により最高得点の者を受託者として特定するものとする。ただし、最高点の者が2者以上あるときは、経費見積が最も安価な者を受託者として特定する。
- (2) プレゼンテーションについて
ア プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行う。
イ プレゼンテーションの持ち時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分）とする。
ウ プレゼンテーションの日時・場所は下記のとおりとする。詳細時間については別途通知する。

日付	時間	場所
平成28年2月25日（木）	15:00～	穂の国とよはし芸術劇場 研修室（小）

- エ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は提案者で準備する。
オ プロジェクター・スクリーンは穂の国とよはし芸術劇場にて準備する。

12 評価結果に関する事項

- (1) 結果通知書
契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式4）」により通知する。
- (2) 評価結果の公表
提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「プラットニュース」編集・デザイン業務委託プロポーザルにかかる提案書の特定者及び特定理由について（様式5）を財団において配置し、これを閲覧させることにより公表する。閲覧者に閲覧年

月日、住所及び氏名を記帳させることとする。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

「4 担当」に同じ

(5) 非特定理由についての説明の請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1.3 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.4 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとする。

1.5 その他

- (1) 提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

仕 様 書

1. 業務名 穂の国とよはし芸術劇場情報誌「プラットニュース」編集・デザイン業務
2. 業務場所 公益財団法人豊橋文化振興財団の指定する場所
3. 業務期間 契約日から平成 29 年 3 月 31 日
4. 業務内容 情報誌「プラットニュース」編集・デザイン
発行回数：年 6 回（発行予定月：4、6、8、10、12、2 月）
規格等：A4 判、8 ページ程度、全ページ 4 色 ※一部白黒も可
打合せ：年 6 回の事前打合せの他、適宜必要に応じて豊橋市内で打合せを行う。
 - (1) 制作内容
 - ア 編集
企画編集打合せ、取材、著作権の処理、原稿（キャッチコピーやリード文含む）作成、写真の撮影及び借用、原稿執筆者に対する原稿の依頼等。
 - イ デザイン
デザイン、レイアウト、財団指定の印刷業者へのデータ受渡し等
 - (2) 実施企画書の作成
各回の業務ごとに必要な事前打ち合わせを豊橋市内で行った上で、別途指定する期日までに実施企画書を提出する。
 - (3) 締切
各回の業務ごとに指示する。